

岸本町・溝口町合併協議会 第15回会議 参考資料

1 . 事務事業調整書面報告（事務レベル調整）

行政現況調書調整一覧表（一般職員の身分の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	1
行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	10
行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱いについて）・・・・・・・・・・・・・・・・	11
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱いについて：財政事務）・・・・・・・・	12
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱いについて：農林水産事業）・・・・	17
行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱いについて：その他）・・・・・・・・	22

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項																															
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路																												
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考																																
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法																														
1	扶養手当 扶養親族のある職員に生計費の一助として支給する <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の要件</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>2人まで(配偶者扶養)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1人(配偶者非扶養)</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1人(配偶者なし)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間の加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> (H15.12.1現在) 特定期間とは、扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を言う。 支給要件・支給額については、国と同じ		扶養親族の要件	支給額	配偶者	13,500円	2人まで(配偶者扶養)	6,000円	1人(配偶者非扶養)	6,500円	1人(配偶者なし)	11,000円	その他	5,000円	特定期間の加算	5,000円	扶養手当 扶養親族のある職員に生計費の一助として支給する <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の要件</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td>2人まで(配偶者扶養)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1人(配偶者非扶養)</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1人(配偶者なし)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間の加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> (H15.12.1現在) 特定期間とは、扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を言う。 支給要件・支給額については、国と同じ		扶養親族の要件	支給額	配偶者	13,500円	2人まで(配偶者扶養)	6,000円	1人(配偶者非扶養)	6,500円	1人(配偶者なし)	11,000円	その他	5,000円	特定期間の加算	5,000円	・国に準拠した同一の制度のため、問題なし。			現行のまま新町へ引き継ぐ		
扶養親族の要件	支給額																																					
配偶者	13,500円																																					
2人まで(配偶者扶養)	6,000円																																					
1人(配偶者非扶養)	6,500円																																					
1人(配偶者なし)	11,000円																																					
その他	5,000円																																					
特定期間の加算	5,000円																																					
扶養親族の要件	支給額																																					
配偶者	13,500円																																					
2人まで(配偶者扶養)	6,000円																																					
1人(配偶者非扶養)	6,500円																																					
1人(配偶者なし)	11,000円																																					
その他	5,000円																																					
特定期間の加算	5,000円																																					

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						専門部会長専決事項					
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路	
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考					
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点			調整方法		
2	<p>住居手当</p> <p>住居費の負担が職員の生計費に及ぼす影響を緩和するため、居住する借家・借間に対する家賃を支払っている職員又は住宅を所有している世帯主である職員に対して支給する</p> <p>自宅 （要件）新築・購入した住宅を所有し、居住している職員で世帯主のもの （支給額）新築・購入の日から起算して5年間 2,500円</p> <p>職員の居住する借家・借家 （要件）住宅を借り受け、居住し、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 （支給額） ア）月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 家賃額－12,000円（百円未満切捨） イ）月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている場合 （家賃額－23,000円）－1/2 + 11,000円（百円未満切捨） ウ）月額55,000円以上の家賃を支払っている場合 27,000円</p> <p>単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間 （要件）単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、配偶者が居住し、家賃が12,000円以上支払っている職員 （支給額） 「職員の居住する借家・借間」の支給額により算出される額の1/2</p>		<p>住居手当</p> <p>住居費の負担が職員の生計費に及ぼす影響を緩和するため、居住する借家・借間に対する家賃を支払っている職員又は住宅を所有している世帯主である職員に対して支給する</p> <p>自宅 （要件）新築・購入した住宅を所有し、居住している職員で世帯主のもの （支給額）新築・購入の日から起算して5年間 2,500円</p> <p>職員の居住する借家・借家 （要件）住宅を借り受け、居住し、月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 （支給額） ア）月額23,000円以下の家賃を支払っている場合 家賃額－12,000円（百円未満切捨） イ）月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている場合 （家賃額－23,000円）－1/2 + 11,000円（百円未満切捨） ウ）月額55,000円以上の家賃を支払っている場合 27,000円</p> <p>単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間 （要件）単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、配偶者が居住し、家賃が12,000円以上支払っている職員 （支給額） 「職員の居住する借家・借間」の支給額により算出される額の1/2</p>			<p>・国の制度に準拠し、同一の制度であり、問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>		

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路																																																																													
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考																																																																															
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法																																																																														
3	<p>通勤手当</p> <p>通勤費の負担が職員の生計費に及ぼす影響を緩和するため、通勤に要する交通費を負担している職員に対して支給する</p> <p>(注)平成15年12月改正(平成16年4月施行予定分)</p> <p>支給の要件 通勤距離が2km以上で 通勤のため交通機関を利用を常例とし運賃の負担を常例とする職員 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員</p> <p>交通機関と自動車等の併用者 支給額 交通機関の利用者 運賃相当額(55,000円を超える場合は、55,000円を超える額の1/2を55,000円に加えた額) 自家用車利用</p> <table border="1"> <caption>使用距離(片道)</caption> <tr> <td>5km未満</td> <td>5km以上10km未満</td> <td>10km以上15km未満</td> <td>15km以上20km未満</td> <td>20km以上25km未満</td> <td>25km以上30km未満</td> <td>30km以上35km未満</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>4,100</td> <td>6,500</td> <td>8,900</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>16,100</td> </tr> </table> <table border="1"> <caption>使用距離(片道)</caption> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>40km以上45km未満</td> <td>45km以上50km未満</td> <td>50km以上55km未満</td> <td>55km以上60km未満</td> <td>60km以上</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>18,500</td> <td>20,900</td> <td>21,800</td> <td>22,700</td> <td>23,600</td> <td>24,500</td> </tr> </table> <p>交通機関と自動車等の併用者 ととの合計額 (55,000円を超える場合は、55,000円を超える額の1/2を55,000円に加えた額)</p>		5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満	円	円	円	円	円	円	円	2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100	35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上	円	円	円	円	円	円	18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500	<p>通勤手当</p> <p>通勤費の負担が職員の生計費に及ぼす影響を緩和するため、通勤に要する交通費を負担している職員に対して支給する</p> <p>(注)平成15年12月改正(平成16年4月施行予定分)</p> <p>支給の要件 通勤距離が2km以上で 通勤のため交通機関を利用を常例とし運賃の負担を常例とする職員 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員</p> <p>交通機関と自動車等の併用者 支給額 交通機関の利用者 運賃相当額(55,000円を超える場合は、55,000円を超える額の1/2を55,000円に加えた額) 自家用車利用</p> <table border="1"> <caption>使用距離(片道)</caption> <tr> <td>5km未満</td> <td>5km以上10km未満</td> <td>10km以上15km未満</td> <td>15km以上20km未満</td> <td>20km以上25km未満</td> <td>25km以上30km未満</td> <td>30km以上35km未満</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2,000</td> <td>4,100</td> <td>6,500</td> <td>8,900</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>16,100</td> </tr> </table> <table border="1"> <caption>使用距離(片道)</caption> <tr> <td>35km以上40km未満</td> <td>40km以上45km未満</td> <td>45km以上50km未満</td> <td>50km以上55km未満</td> <td>55km以上60km未満</td> <td>60km以上</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>18,500</td> <td>20,900</td> <td>21,800</td> <td>22,700</td> <td>23,600</td> <td>24,500</td> </tr> </table> <p>交通機関と自動車等の併用者 ととの合計額 (55,000円を超える場合は、55,000円を超える額の1/2を55,000円に加えた額)</p>		5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満	円	円	円	円	円	円	円	2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100	35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上	円	円	円	円	円	円	18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500	<p>・国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p>	<p>・現行のまま新町に引き継ぐ</p>
5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満																																																																														
円	円	円	円	円	円	円																																																																														
2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100																																																																														
35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上																																																																															
円	円	円	円	円	円																																																																															
18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500																																																																															
5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満																																																																														
円	円	円	円	円	円	円																																																																														
2,000	4,100	6,500	8,900	11,300	13,700	16,100																																																																														
35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上																																																																															
円	円	円	円	円	円																																																																															
18,500	20,900	21,800	22,700	23,600	24,500																																																																															

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路														
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考																	
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法																
4	<p>期末手当</p> <p>生計費が一時的に増大することが予想される時期に支給する 生活補給金的な性格を有する 6月1日及び12月1日に在職する職員に対して支給する</p> <p>給料及び扶養手当の月額合計額、4級以上の職員については、役職加算した額を期末手当基礎額とし、それに次の表の率を乗じた額を支給する</p> <table border="1"> <tr><th>支給期</th><th>一般職員</th></tr> <tr><td>6月期</td><td>1.40月</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>1.60月</td></tr> <tr><td>計</td><td>3.00月</td></tr> </table> <p>(H16.4.1以降)</p>	支給期	一般職員	6月期	1.40月	12月期	1.60月	計	3.00月	<p>期末手当</p> <p>生計費が一時的に増大することが予想される時期に支給する 生活補給金的な性格を有する 6月1日及び12月1日に在職する職員に対して支給する</p> <p>給料及び扶養手当の月額合計額、4級以上の職員については、役職加算した額を期末手当基礎額とし、それに次の表の率を乗じた額を支給する</p> <table border="1"> <tr><th>支給期</th><th>一般職員</th></tr> <tr><td>6月期</td><td>1.40月</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>1.60月</td></tr> <tr><td>計</td><td>3.00月</td></tr> </table> <p>(H16.4.1以降)</p>	支給期	一般職員	6月期	1.40月	12月期	1.60月	計	3.00月	<p>・国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p>			<p>・現行のまま新町に引き継ぐ</p>		
支給期	一般職員																							
6月期	1.40月																							
12月期	1.60月																							
計	3.00月																							
支給期	一般職員																							
6月期	1.40月																							
12月期	1.60月																							
計	3.00月																							
5	<p>勤勉手当</p> <p>6月と12月に職員に支給する臨時手当 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、勤務成績により支給する</p> <p>給与の月額、4級以上の職員については、役職加算した額を勤勉手当基礎額とし、それに次の表の率を乗じた額を支給する</p> <table border="1"> <tr><th>支給期</th><th>一般職員</th></tr> <tr><td>6月期</td><td>0.70月</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>0.70月</td></tr> <tr><td>計</td><td>1.40月</td></tr> </table>	支給期	一般職員	6月期	0.70月	12月期	0.70月	計	1.40月	<p>勤勉手当</p> <p>6月と12月に職員に支給する臨時手当 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、勤務成績により支給する</p> <p>給与の月額、4級以上の職員については、役職加算した額を勤勉手当基礎額とし、それに次の表の率を乗じた額を支給する</p> <table border="1"> <tr><th>支給期</th><th>一般職員</th></tr> <tr><td>6月期</td><td>0.70月</td></tr> <tr><td>12月期</td><td>0.70月</td></tr> <tr><td>計</td><td>1.40月</td></tr> </table>	支給期	一般職員	6月期	0.70月	12月期	0.70月	計	1.40月	<p>・国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p>			<p>・現行のまま新町に引き継ぐ</p>		
支給期	一般職員																							
6月期	0.70月																							
12月期	0.70月																							
計	1.40月																							
支給期	一般職員																							
6月期	0.70月																							
12月期	0.70月																							
計	1.40月																							

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路	
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法		
6	寒冷地手当 寒冷地に在勤する職員に対し、寒さにより余分に必要となる燃料費その他の生計費を補うために支給する 基準日 10月31日 支給額 基準日における世帯区分により支給		寒冷地手当 寒冷地に在勤する職員に対し、寒さにより余分に必要となる燃料費その他の生計費を補うために支給する 基準日 10月31日 支給額 基準日における世帯区分により支給		国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。		現行のまま新町に引き継ぐ	
	世帯等の区分		世帯等の区分					
	世帯主である職員		世帯主である職員					
	その他の職員		その他の職員					
	扶養親族が3人以上	扶養親族が1人又は2人	扶養親族のない職員	その他の職員	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円
	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円
7	時間外勤務手当 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する勤務1時間あたりの支給額の算出方法 $12 \times (\text{給料} + \text{住居手当}) / (40 \times 52) - (8 \times 18)$ 支給割合は、国と同じ 支給率 勤務を要する日の17:30~8:30: 125/100 週休日又は週休日を振替えた日: 135/100 勤務を要しない日(祝日を除く)に勤務し、勤務をした週の同一週を超えて週休日の振替を行なった場合: 25/100 *上記、のうち、22:00~5:00については、夜間勤務手当25/100を加算 1週の単位は、日曜日から土曜日までとする。		時間外勤務手当 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する勤務1時間あたりの支給額の算出方法 $12 \times (\text{給料} + \text{住居手当}) / (40 \times 52) - (8 \times 18)$ 支給割合は、国と同じ 支給率 勤務を要する日の17:30~8:30: 125/100 週休日又は週休日を振替えた日: 135/100 勤務を要しない日(祝日を除く)に勤務し、勤務をした週の同一週を超えて週休日の振替を行なった場合: 25/100 *上記、のうち、22:00~5:00については、夜間勤務手当25/100を加算 1週の単位は、日曜日から土曜日までとする。		国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。		現行のまま新町へ引き継ぐ	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
8	<p>休日勤務手当</p> <p>祝日法による休日等及び年未年始の休日等において、正規の勤務時間中勤務をすることを命ぜられた職員に対して支給する 支給割合は、国と同じ 休日勤務手当支給率 ・祝日又は年未年始の休日：135/100 *上記のうち、22:00～5:00については、夜間勤務手当25/100を加算 *勤務した週を超えて代休とした場合は、時間外勤務手当と違い、25/100の時間外手当はない。休日勤務手当か代休かのいずれかになる。 *事務処理上、休日勤務手当の支給は、時間外勤務手当の科目から支給している。 *事務処理上、休日勤務は、時間外勤務命令簿により、整理している。</p>		<p>休日勤務手当</p> <p>祝日法による休日等及び年未年始の休日等において、正規の勤務時間中勤務をすることを命ぜられた職員に対して支給する 支給割合は、国と同じ 休日勤務手当支給率 ・祝日又は年未年始の休日：135/100 *上記のうち、22:00～5:00については、夜間勤務手当25/100を加算 *勤務した週を超えて代休とした場合は、時間外勤務手当と違い、25/100の時間外手当はない。休日勤務手当か代休かのいずれかになる。 *事務処理上、休日勤務手当の支給は、時間外勤務手当の科目から支給している。 *事務処理上、休日勤務は、時間外勤務命令簿により、整理している。</p>		<p>国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>		
9	<p>退職手当</p> <p>職員が退職し、又は死亡したとき、それまでの勤続に対する報償と退職後の生計の保障として支給する 鳥取県町村職員退職手当組合において、退職手当の支給に関する事務が行われる。 支給要件等については、退職手当に関する条例による。 (一般職の退職手当) 退職日の給料月額に勤続期間に対する支給割合を乗じた額を支給 (特別職の退職手当) 在職任期ごとに支給 町長 在職期間1年につき100分の500 助役 在職期間1年につき100分の280 収入役 在職期間1年につき100分の250 教育長 在職期間1年につき100分の220</p>		<p>退職手当</p> <p>職員が退職し、又は死亡したとき、それまでの勤続に対する報償と退職後の生計の保障として支給する 鳥取県町村職員退職手当組合において、退職手当の支給に関する事務が行われる。 支給要件等については、退職手当に関する条例による。 (一般職の退職手当) 退職日の給料月額に勤続期間に対する支給割合を乗じた額を支給 (特別職の退職手当) 在職任期ごとに支給 町長 在職期間1年につき100分の500 助役 在職期間1年につき100分の280 収入役 在職期間1年につき100分の250 教育長 在職期間1年につき100分の220</p>		<p>両町とも同じであり、問題点はない。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>		

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法	
10	<p>単身赴任手当</p> <p>職員の単身赴任に伴う二重生活による経済的負担を軽減するために支給する。</p> <p>支給要件 異動等によりやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で移動前の住居と、異動後の公署と距離が60キロ以上の場合</p> <p>支給額 月額23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離により区分 100km以上300km未満 6,000円 300km以上500km未満 12,000円 500km以上700km未満 18,000円 700km以上900km未満 24,000円 900km以上1,100km未満 30,000円 1,100km以上1,300km未満 35,000円 1,300km以上1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円</p>	<p>単身赴任手当</p> <p>職員の単身赴任に伴う二重生活による経済的負担を軽減するために支給する。</p> <p>支給要件 異動等によりやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で移動前の住居と、異動後の公署と距離が60キロ以上の場合</p> <p>支給額 月額23,000円 + 加算額 (加算額) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離により区分 100km以上300km未満 6,000円 300km以上500km未満 12,000円 500km以上700km未満 18,000円 700km以上900km未満 24,000円 900km以上1,100km未満 30,000円 1,100km以上1,300km未満 35,000円 1,300km以上1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円</p>	<p>国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p>	<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>			
11	<p>児童手当</p> <p>家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童を養育している職員に対して支給する (支給対象児童) 6歳到達後最初の3月31日までの児童 (支給額) 第1子 5,000円 (月額) 第2子 5,000円 (月額) 第3子以降 10,000円 (月額) (支給月) 2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払い (支給日) 支給月の給料日に支給</p>	<p>児童手当</p> <p>家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童を養育している職員に対して支給する (支給対象児童) 6歳到達後最初の3月31日までの児童 (支給額) 第1子 5,000円 (月額) 第2子 5,000円 (月額) 第3子以降 10,000円 (月額) (支給月) 2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払い (支給日) 支給月の5日に支給</p>	<p>・国の制度に準拠して、同一制度であるので、問題なし。</p> <p>・支給日が相違している。</p>	<p>溝口町の例により、合併時に一元化する</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
12	<p>勤務時間</p> <p>1. 休 日：祝祭日、12月29日～1月3日</p> <p>2. 週休日： 土曜日、日曜日</p> <p>3. 勤務時間：週40時間 1日 8 時間 8時30分～17時15分</p> <p>4. 休憩時間：12時15分～13時</p> <p>5. 休憩時間：12時～12時15分 15時～15時15分</p> <p>6. 週休日の振替：勤務することを命ずる必要のある日を起算日とする4週間前から勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後までの期間</p>		<p>勤務時間</p> <p>1. 休 日：祝祭日、12月29日～1月3日</p> <p>2. 週休日： 土曜日、日曜日</p> <p>3. 勤務時間：週40時間 1日 8 時間 8時30分～17時15分</p> <p>4. 休憩時間：12時15分～13時</p> <p>5. 休憩時間：12時～12時15分 17時～17時15分</p> <p>6. 週休日の振替：勤務することを命ずる必要のある日を起算日とする4週間前から勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後までの期間</p>		<p>1. 休憩時間が異なる 両町とも条例には、「休憩時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに置かないものとする。」とある</p>			<p>岸本町の例により、合併時に一元化する</p> <p>休憩時間は、12時～12時15分及び15時～15時15分とする</p>		
13	<p>休日</p> <p>日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする</p>		<p>休日</p> <p>日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする</p>		<p>・同一制度であるので、問題なし。</p>			<p>・現行のまま新町に引き継ぐ</p>		
14	<p>更衣室・休養室</p> <p>更衣室 男性用 2 箇所 女性用 1 箇所 休憩室 男性用 1 箇所 女性用 1 箇所 女子用は1箇所であるが、宿直室も昼休みに利用できるようにしている</p>		<p>更衣室・休養室</p> <p>更衣室 男性用 1 箇所 女性用 1 箇所 休憩室 1 箇所</p>		<p>両町とも、休憩室更衣室とも確保してあるが、新町の組織体制により、両庁舎の職員数を勘案して、更衣室、休憩室の増設等も検討しなければならない。</p>			<p>合併時まで調整する</p> <p>両庁舎の職員配置が決定した時点で、職員数を考慮の上、速やかに検討する。</p>		
15	<p>退職者送別式</p> <p>退職者に対し、その功労を称え、送別する本庁舎玄関において、職員全員で、退職者を送別する</p>		<p>退職者送別式</p> <p>退職者に対し、その功労を称え、送別する本庁舎玄関において、職員全員で、退職者を送別する</p>		<p>両町とも実施方法は同じであるが、場所の調整が必要である。</p>			<p>合併時に一元化する</p> <p>送別場所は、本庁舎側玄関とする</p>		
16	<p>団体保険</p> <p>全国町村等職員甲慰金制度に加入(全国町村会) 掛金 一人につき 年4, 650円(平成15年度) (甲慰金額10万円につき310円) 甲慰金の支払 障害又は疾病により死亡又は高度障害となった場合150万円 災害給付金の支払 不慮の事故により死亡又は高度障害となった場合甲慰金の額と同額の額を加算し、300万円を支払</p>		<p>団体保険</p> <p>全国町村等職員甲慰金制度に加入(全国町村会) 掛金 一人につき 年4, 650円(平成15年度) (甲慰金額10万円につき310円) 甲慰金の支払 障害又は疾病により死亡又は高度障害となった場合150万円 災害給付金の支払 不慮の事故により死亡又は高度障害となった場合甲慰金の額と同額の額を加算し、300万円を支払</p>		<p>加入型も同一であり問題点等はなし</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ</p>		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
17	健康診断 職員の安全と健康を確保する (1) 人間ドック 共済事業により、人間ドック受診者の取りまとめ。 35歳以上の希望者 (2) 一般職員検診 全職員を対象に、検診を実施 (財)鳥取県保険事業団により実施 (3) ガン検診 町民向けのガン検診時及び指定医療機関で、職員の希望者が受診 一部が共済組合の補助対象となる		健康診断 職員の安全と健康を確保する (1) 人間ドック 共済事業により、人間ドック受診者の取りまとめ。 35歳以上の希望者 (2) 一般職員検診 全職員を対象に、検診を実施 (財)鳥取県保険事業団により実施 (3) ガン検診 町民向けのガン検診時、職員の希望者が受診 一部が共済組合の補助対象となる		岸本町はガン検診を指定医療機関でも受診できる			岸本町の例により合併時に一元化する		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)		責任者	谷口 仁志
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>農業後継者養成事業</p> <p>【目的】 農業後継者を確保するため、倉吉農業高等学校へ入学する町内出身者に奨励金を支給する。</p> <p>【内容等】 要件 町内出身の高校生（対象 倉吉農業高校）で、将来的に就農が期待できる者</p> <p>奨学金 6,000円×12ヶ月 = 72,000円</p>		<p>農業後継者養成事業</p> <p>【目的】 農業後継者を確保するため、倉吉農業高等学校へ入学する町内出身者に奨励金を支給する。</p> <p>【内容等】 要件 町内出身の高校生（対象 倉吉農業高校）で、将来的に就農が期待できる者</p> <p>奨学金 6,000円×12ヶ月 = 72,000円</p>		なし		現行どおり、新町に引き継ぐ。		

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業)		責任者	谷口 仁志
合併協定項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>農業後継者養成奨学生選考委員会</p> <p>【目的】 町内に住所を有する者の子弟で、県立全寮制自営者養成農業高等学校に在学し、学業成績良好で心身健全な者に対して、奨学資金を給付し、もって将来町内において自立経営農家の後継者となるべき有用な人材を養成することを目的とする。</p> <p>【委員等の構成】 (1) 農業協同組合役員又は職員 (2) 学識経験のあるもの (3) 町教育委員会委員 (4) 町農業委員会委員 (5) 職員 (6) 中学校長</p> <p>【活動内容】 奨学資金を受ける者の適格性について、調査審議する。</p> <p>【委員報酬】 会議出席報酬 4,800円/日</p>		<p>農業後継者養成奨学生選考委員会</p> <p>【目的】 本町内に住所を有する者の子弟で、鳥取県立倉吉農業高等学校に在学し、学業成績良好で心身健全な者に対して奨学資金を給付することにより、自立経営の農家後継者として有用な人材を養成することを目的とする。</p> <p>【委員等の構成】 (1) 農業協同組合役員又は職員 (2) 学識経験のあるもの (3) 町議会議員 (4) 町教育委員会委員 (5) 町農業委員会委員 (6) 職員 (7) 中学校長</p> <p>【活動内容】 奨学資金を受ける者の適格性について、調査審議する。</p> <p>【委員報酬】 会議出席報酬 5,500円/日</p>		<p>・両町に奨学資金給付条例が定められており、この条例の統一をしなければならない。 ・会議出席報酬が異なる。 ・委員構成が異なる。</p>		<p>・合併後に一元化する。 ・報酬は、別途調整する。</p>		

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財政事務の取扱い	責任者	若林 成人	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	1財政事務	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>債務負担行為</p> <p>歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、債務を負担する行為をする際、予算で債務負担行為として定める。</p> <p>1. 一般会計 債務負担行為の内容 広域灰溶融処理施設建設事業負担金 デイサービスセンター建設事業補助 天災資金融通に対する債務補償 土地改良事業負担金償還平準化事業利子補給金 庁内LANシステム等機器賃貸料 農業基盤整備事業償還金補助 土地改良事業償還金補助</p> <p>2. 特別会計 営農飲雑用水整備事業償還金補助（岸本町水道） 営農飲雑用水整備事業償還金補助（八郷地区簡易水道）</p> <p>詳細については、別紙のとおり</p>	<p>債務負担行為</p> <p>歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、債務を負担する行為をする際、予算で債務負担行為として定める。</p> <p>1. 一般会計 債務負担行為の内容 公共用地の代行取得 農業関連利子補給 砂防工事 町誌作成事業 庁内LANシステム等機器賃貸料</p> <p>2. 特別会計 債務負担行為の内容 広域灰溶融処理施設建設事業負担金</p> <p>詳細については、別紙のとおり</p>	課題・問題なし		<p>合併時の債務は、新町に引き継ぐ</p> <p>議決のない債務負担行為については、合併までに議会の議決を経る。</p>			
2	<p>市町村総合交付金</p> <p>鳥取県市町村総合交付金交付要綱の規定により、申請、実績報告等の事務を行う 岸本町で申請している事務は下記のとおり（H15年度申請分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲分 ・心身障害者扶養共済制度一般加入者掛金補助金 ・災害遺児手当支給事業 ・母子家庭助成事業 ・投棄漂着廃棄物処理事業 ・農業経営基盤強化資金利子補助事業 ・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業 	<p>市町村総合交付金</p> <p>鳥取県市町村総合交付金交付要綱の規定により、申請、実績報告等の事務を行う 溝口町で申請している事務は下記のとおり（H15年度申請分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲分 ・心身障害者扶養共済制度一般加入者掛金補助金 ・特定新規学卒者就職促進奨励金支給事業 ・農業経営基盤強化資金利子補助事業 ・母子家庭助成事業 ・農林漁業集落排水事業推進基金造成事業 	鳥取県の補助要綱に基づく事務であり、特に問題はない。		<p>現行のとおり新町に引き継ぐ</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財政事務の取扱い	責任者	若林 成人	
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		1財政事務	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
3	<p>地方交付税に関すること</p> <p>地方交付税法により交付される普通交付税及び特別交付税を算定するための資料提出を行う。</p> <p>(1) 普通交付税 交付税積算資料により算定 各基礎資料については、各担当課に照会し総務課で取りまとめて県に報告する。 基準財政収入額に係る地方税数値資料は、税務地籍課が県に報告する。</p> <p>(2) 特別交付税 提出資料を各担当課へ照会し、総務課で取りまとめて県に報告する。</p> <p>【参考】 平成14年度交付額普通交付税 1,182,788千円 (基準財政需要額 経常経費 1,225,323千円) (〃 事業費補正を除く投資的経費337,088千円) 特別交付税 141,115千円 平成15年度交付額普通交付税 1,067,416千円 (基準財政需要額 経常経費 1,311,199千円) (〃 事業費補正を除く投資的経費357,575千円) 特別交付税(12月支給分のみ) 34,377千円</p>	<p>地方交付税に関すること</p> <p>地方交付税法により交付される普通交付税及び特別交付税を算定するための資料提出を行う。</p> <p>(1) 普通交付税 交付税積算資料により算定 各基礎資料については、各担当課に照会し総務課で取りまとめて県に報告する。 基準財政収入額に係る地方税数値資料は、税務地籍課が県に報告する。</p> <p>(2) 特別交付税 提出資料を各担当課へ照会し、総務課で取りまとめて県に報告する。</p> <p>【参考】 平成14年度交付額普通交付税 1,491,999千円 (基準財政需要額経常経費1,253,440千円) (〃 事業費補正を除く投資的経費334,762千円) 特別交付税 244,278千円 平成15年度交付額普通交付税 1,449,054千円 (基準財政需要額経常経費 1,330,098千円) (〃 事業費補正を除く投資的経費361,164千円) 特別交付税(12月支給分のみ) 68,254千円</p>		課題・問題点 なし		現行のまま新町に引き継ぐ		

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	若林 成人

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	広報公聴	責任者	若林 成人
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	財政事務		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
4	<p>財政の公表</p> <p>財政の公表をすることで、町財政について住民への理解を図る。</p> <p>(1) 予算の公表 当初及び補正予算の議決後に、町広報にて公表。 「当初予算のあらまし」を作成し、全戸配布している。</p> <p>(2) 決算の公表 毎年、11月頃、告示及び町広報により公表。</p> <p>(3) 財政事情の公表 ・上半期分(4月1日～9月30日)を11月末日までに告示 ・下半期分(10月1日～3月31日)を5月末日までに告示</p>	<p>財政の公表</p> <p>財政の公表をすることで、町財政について住民への理解を図る。</p> <p>(1) 予算の公表 当初及び補正予算の議決後に、町広報又は議会だよりにて公表 「予算説明書」を作成し、全戸配布している。</p> <p>(2) 決算の公表 毎年、10月頃、告示及び町広報により公表</p> <p>(3) 財政事情の公表 ・上半期分(4月1日～9月30日)を11月末日までに告示 ・下半期分(10月1日～3月31日)を5月末日までに告示</p>	課題・問題点 なし		<p>現行のまま新町に引き継ぐ 予算の公表(「予算のあらまし」「予算説明書」)については、合併後、記載内容を調整する。</p>		

債務負担行為の状況

【一般会計】

溝口町

(単位:千円)

	内 容	相 手 方	設定 年度	議決 の有無	期 間	金 額				分類	備 考
						限度額	14年度支出	15年度支出	16年度以降 支出見込		
溝口町	公共用地の代行 取得	土地開発公社	H1～H14	×	H14～H17	318,720	2,970	6,374	318,720	E	平成16年9月議会で議決を経る予定
	農業関連利子 補給	町内農業者	H8～H11		H8～H30	3,444	300	274	1,483	D	
	砂防工事	(有)宮崎建設	H15		H16	94,742	0	0	94,742	A	
	溝口町町誌作成 事業	日本出版	H15		H16	15,750	0	0	15,750	A	
	庁内LANシステ ム等機器賃貸料	(未定)	H16	×	H17～H19	21,424	0	0	21,424	A	平成16年9月議会で議決を経る予定
計						454,080	3,270	6,648	452,119		

分類欄の表示は、「A:継続費に準ずるもの」、「B:財源調達」、「C:債務保証・損失補償」、「D:元利補給」、「E:代行取得」

岸本町

	内 容	相 手 方	設定 年度	議決 の有無	期 間	金 額				分類	備 考
						限度額	14年度支出	15年度支出	16年度以降 支出見込		
岸本町	広域灰溶融処理 施設建設事業負 担金	米子市	H14		H14～H30	6,558 〔 517 6,041〕	143	427	5,988	D	
	デイサービスセ ンター建設補助	岸本町社協	H4		H5～H24	72,173	3,901	3,781	28,672	D	
	天災資金融通に 対する債務補償	鳥取西部農協	H5		H5～返済 期日の属 する年度	融資総額 5,570千円 の内弁済 を受けれ ない1/2	-	-	-	C	
	土地改良事業負 担金平準化事業 利子補給	農業者等	H2		H3～H30	64,622	4,847	4,514	19,756	D	
	庁内LANシステ ム等機器賃貸料	NECリース東芝 ファイナンス	H14		H15～H18	40,395	201	4,869	14,405	A	
	農業基盤整備事 業償還金補助	土地改良区等	S48	×	S48～H38		23,584	23,154	120,631	D	平成16年9月議会で議決を経る予定
	土地改良事業償 還金補助	土地改良区等	S56	×	S56～H24		2,537	2,537	16,147	D	平成16年9月議会で議決を経る予定
計						183,748	35,213	39,282	205,599		

分類欄の表示は、「A:継続費に準ずるもの」、「B:財源調達」、「C:債務保証・損失補償」、「D:元利補給」、「E:代行取得」

【特別会計】

溝口町

会計名	内 容	相手方	設定 年度	議決 の有無	期 間	金 額				分類	備 考
						限度額	14年度支出	15年度支出	16年度以降 支出見込		
溝口町 下水道 事業	広域灰溶融処理 施設建設事業負 担金	米子市	H14	×	H14～H30	5,510 (460 5,050)	120	348	5,042	D	平成16年9月議会で議 決を経る予定
計						5,510	120	348	5,042		

分類欄の表示は、「A:継続費に準ずるもの」、「B:財源調達」、「C:債務保証・損失補償」、「D:元利補給」、「E:代行取得」

岸本町

会計名	内 容	相手方	設定 年度	議決 の有無	期 間	金 額				分類	備 考
						限度額	14年度支出	15年度支出	16年度以降 支出見込		
岸本町 水道	営農飲雑用水整 備事業償還金補 助	区	S63	×	S63～H23		1,098	1,098	6,749	D	平成16年9月議会で議 決を経る予定
八郷地区 簡易水道	営農飲雑用水整 備事業償還金補 助	区	S63	×	S63～H20		757	757	3,786	D	平成16年9月議会で議 決を経る予定
計						0	1,855	1,855	10,535		

分類欄の表示は、「A:継続費に準ずるもの」、「B:財源調達」、「C:債務保証・損失補償」、「D:元利補給」、「E:代行取得」

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業・水産業)	責任者	谷口 仁志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	<p>数量調整円滑化事業</p> <p>【目的】 米政策改革に伴い、平成16年度から需給調整の方法は、数量により調整する手法に転換する。需要に応じた米の生産、需給と価格の安定を図る。</p> <p>【内容等】 数量調整を実施していくための事務 生産調整実施方針の作成等に関する助言・指導 生産出荷実施計画書の配布・回収 生産調整実施状況の確認 生産調整実施計画書の電算処理 など</p>	<p>数量調整円滑化事業</p> <p>【目的】 米政策改革に伴い、平成16年度から需給調整の方法は、数量により調整する手法に転換する。需要に応じた米の生産、需給と価格の安定を図る。</p> <p>【内容等】 数量調整を実施していくための事務 生産調整実施方針の作成等に関する助言・指導 生産出荷実施計画書の配布・回収 生産調整実施状況の確認 生産調整実施計画書の電算処理 など</p>	なし	現行どおり新町に引き継ぐ。			
2	<p>チャレンジプラン支援事業</p> <p>【目的】 元気で意欲ある農業者や企業的農家等が行う創意工夫を生かした取組に対し、「プラン」に基づいた効果的な支援を行う。</p> <p>【内容等】 ○事業内容 意欲ある農業者等が作成した営農計画(プラン)に基づく支援プランの内容 農業者等が自ら作成する経営目標実現のための計画目標達成に向けた県、市町村、農業者等の役割分担 ○事業主体 認定農業者、準認定農業者、営農集団、農業生産法人など ○支援内容 ソフト事業(研修会、市場調査など) ハード事業(田植え機、コンバイン、乾燥機、ビニールハウスなど)</p>	<p>チャレンジプラン支援事業</p> <p>【目的】 元気で意欲ある農業者や企業的農家等が行う創意工夫を生かした取組に対し、「プラン」に基づいた効果的な支援を行う。</p> <p>【内容等】 ○事業内容 意欲ある農業者等が作成した営農計画(プラン)に基づく支援プランの内容 農業者等が自ら作成する経営目標実現のための計画目標達成に向けた県、市町村、農業者等の役割分担 ○事業主体 認定農業者、準認定農業者、営農集団、農業生産法人など ○支援内容 ソフト事業(研修会、市場調査など) ハード事業(田植え機、コンバイン、乾燥機、ビニールハウスなど)</p>	<p>なし。 (事業年度は平成16年度～)</p> <p>平成15年度までは21世紀園芸産地づくり事業及び21世紀水田農業確立対策事業として実施していた。平成16年度から県予算の組替により、チャレンジプラン支援事業となった。</p>	現行どおり、新町に引き継ぐ。			

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業・水産業)	責任者	谷口 仁志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
3	<p>農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>【目的】 農業経営基盤強化に関する基本構想を作成し、経営感覚にすぐれた担い手農家の育成と安定した地域農業の確立をめざす。</p> <p>【内容等】 農業関係事業の調査、関連補助事業の調査及び、岸本町の農業経営状況を把握し、平成6年12月に10年先を見越して策定された基本構想を5年ごとに見直しに行く。 現在平成14年3月に見直し済。</p>	<p>農業経営基盤強化促進基本構想</p> <p>【目的】 農業経営基盤強化に関する基本構想を作成し、経営感覚にすぐれた担い手農家の育成と安定した地域農業の確立をめざす。</p> <p>【内容等】 農業関係事業の調査、関連補助事業の調査及び、溝口町の農業経営状況を把握し、平成7年3月に10年先を見越して策定された基本構想を5年ごとに見直しに行く。 現在平成15年5月に見直し済。</p>	なし	現行どおり新町に引き継ぎ、合併後新たに計画を策定する。			
4	<p>特定野菜価格安定事業</p> <p>【目的】 価格の著しい低落による生産者の経営悪化、生産意欲の減退を防ぎ、野菜の計画的生産・出荷を確保する。</p> <p>【内容等】 指定された野菜の卸売価格(平均販売価格)が、価格補てんの規準となる価格(保証基準額)を下回ったときに、価格保証を行う。</p> <p>岸本町対象品目 ・特定野菜・・・秋冬はくさい</p>	<p>特定野菜価格安定事業</p> <p>【目的】 価格の著しい低落による生産者の経営悪化、生産意欲の減退を防ぎ、野菜の計画的生産・出荷を確保する。</p> <p>【内容等】 指定された野菜の卸売価格(平均販売価格)が、価格補てんの規準となる価格(保証基準額)を下回ったときに、価格保証を行う。</p> <p>岸本町対象品目 ・ブランド野菜・・・ネット系メロン</p>	なし	現行どおり、新町に引き継ぐ。			
5	<p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>【目的】 市町村の農地流動化目標の計画的かつ着実な達成を図るため、関係機関・団体による農地流動化関係情報の共有化や農地流動化関連事業の組合せ等を明らかにした事業連携計画の策定により、総合的に農地流動化対策を実施する体制を整備する。</p> <p>【内容等】 農地流動化円滑化プロジェクトチームの設置 農地流動化関連事業を実施する機関・団体の実務担当者で構成(目標設定検討・事業連携計画策定・進行管理・分析検討) 総合調整員の設置 円滑化プロジェクトチームの活動を統括 農地移動適正化あっせん事業 農業振興地域整備計画にそって運用される農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん 嘱託登記：農地移動適正化あっせん事業による所有権移転の登記 農業生産法人協調活動 農業生産法人の健全な育成を図るとともに、地域農業の維持発展に資する。法人は事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会へ報告</p> <p>○事業の所管部局 農業委員会</p>	<p>農地流動化地域総合推進事業</p> <p>【目的】 市町村の農地流動化目標の計画的かつ着実な達成を図るため、関係機関・団体による農地流動化関係情報の共有化や農地流動化関連事業の組合せ等を明らかにした事業連携計画の策定により、総合的に農地流動化対策を実施する体制を整備する。</p> <p>【内容等】 農地流動化円滑化プロジェクトチームの設置 農地流動化関連事業を実施する機関・団体の実務担当者で構成(目標設定検討・事業連携計画策定・進行管理・分析検討) 総合調整員の設置 円滑化プロジェクトチームの活動を統括 農地移動適正化あっせん事業 農業振興地域整備計画にそって運用される農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん 嘱託登記：農地移動適正化あっせん事業による所有権移転の登記 農業生産法人協調活動 農業生産法人の健全な育成を図るとともに、地域農業の維持発展に資する。法人は事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会へ報告</p> <p>○事業の所管部局 産業課</p>	事業の所管部署が違う。 (岸本町・・・農業委員会、溝口町・・・産業課)	現行どおり、新町に引き継ぐ。 組織、事務分担については別途検討する。			

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業・水産業)	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業	備考				
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法				
6	<p>農業教育推進事業 【目的】 21世紀を担う子供達に農業に対する学習意欲を高めるために、農業体験学習の機会や情報を提供し、もって柔軟で質の高い人材を育成する。 【内容等】 田植えの体験学習・米に関する講演会の実施 岸本町及び近隣の市町村在住の小学生及びその保護者150名を対象に丸山水稲研究会指導のもと田植えの体験学習を行い、その後、米に関する講演会を実施する。 稲刈りの体験学習・わら細工作り等の講習会の実施 岸本町及び近隣の市町村在住の小学生及びその保護者150名を対象に丸山水稲研究会指導のもと稲刈りの体験学習を行い、その後、わら細工講習会を実施する。 ポン菓子作り実演会の実施 岸本町及び近隣の市町村在住の小学生及びその保護者300名を対象に岸本町青年団を対象に町内で収穫された米を使用して、ポン菓子を作ることにより、子供達に米の多様性を認識させる。また米の消費拡大が図られる。 しいたけ栽培の体験学習 岸本町内の小学生80名を対象に、しいたけの原木に種駒を打ちこみ、しいたけの成育を観察する。</p>	該当なし	岸本町のみ事業を実施している。	補助事業終了後も、単町事業で岸本町の例により、新町に引き継ぐ。				
7	<p>岸本町農業振興地域整備計画の変更 【目的】 岸本町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。 【内容等】 岸本町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。 農業振興地域整備促進協議会の開催 意見集約 関係各部署との調整 農業振興計画の見直しは、5年に一度見直しを行うことになっている。 個別案件についても協議会を開催し、協議している。</p>	<p>溝口町農業振興地域整備計画の変更 【目的】 溝口町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。 【内容等】 溝口町農業振興地域整備計画を地域の発展を考慮して各種事業が適正に実施できるように全体計画の変更を行う。 農業振興地域整備推進協議会の開催 意見集約 関係各部署との調整 農業振興計画の見直しは、5年に一度見直しを行うことになっている。</p>	なし	現行どおり新町に引き継ぎ、合併後新たに計画を策定する。				

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項						
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業・水産業)	責任者	谷口 仁志						
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考								
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法								
8	<p>渓流魚の放流事業</p> <p>【目的】 渓流魚の放流により、河川資源の増殖を図る。</p> <p>【内容等】 ヤマメの放流を行う。 平成14年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚種 ヤマメ ・数量 75kg ・場所 町内河川(別所川) ・事業費 150,000円(@1,000円×150kg) ・補助率 鳥取県魚の豊かな川づくり基金 1/2 <p>平成15年度は、台風による日野川水産資源の減少のため、例年より多く放流している。 事業費 200,000円 (うち補助対象事業費150,000円)</p>	該当なし		岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。								
9	<p>きしもと鮎友釣り大会事業</p> <p>【目的】 鮎友釣り大会を通して自然・生活・環境など多方面において川を守りながら美しい地域環境を育てる。</p> <p>【内容等】 日野川水系漁業協同組合と共催で行うイベント。今年で9回目となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 平成14年7月28日(日) 6:00～ ・場所 日野川鮎友釣り専用区域(岸本町役場裏) ・参加者 約50名(県外からの参加者もある) ・参加料 2,000円 ・運営 町内外の企業からの協賛金品と参加料で賞品をまかなう。 ・町負担 トロフィー代と参加賞を負担する。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>トロフィー</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td>参加賞</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	トロフィー	3,150円	参加賞	31,500円	計	35,000円	該当なし		岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。		
トロフィー	3,150円												
参加賞	31,500円												
計	35,000円												

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(農業・水産業)	責任者	谷口 仁志	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い		25 - 32 農林水産事業	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
10	<p>元気な農業者支援資金利子補給補助金</p> <p>【目的】 認定農業者等が目標とする農業経営改善計画を達成するために必要な経営手段の確保を資金面から支援する。</p> <p>【内容等】 元気な農業者支援特別資金を借り入れした認定農業者及び準認定農業者に対し、借入後5年間(特別な場合は7年間)に限り末端金利負担を最大0.5%になるように上乗せ利子助成を行う。</p> <p>該当者：1名 助成期間：平成15年度～平成19年度</p>	該当なし		岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。			
11	<p>農業経営基盤強化資金利子助成金</p> <p>【目的】 認定農業者等が目標とする農業経営改善計画を達成するために必要な経営手段の確保を資金面から支援する。</p> <p>【内容等】 認定農業者等が農業経営基盤強化資金を借入した場合に、県・町で利子助成を行う。 助成利率は、5年目まで1.73%、6年目以降は0.63%。 該当者：1名 助成期間：平成13年度～平成22年度</p>	<p>農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>【目的】 認定農業者等が目標とする農業経営改善計画を達成するために必要な経営手段の確保を資金面から支援する。</p> <p>【内容等】 認定農業者等が農業経営基盤強化資金を借入した場合に、県・町で利子助成を行う。 助成利率は、5年目まで1.73%、6年目以降は0.63%。 該当者：7名 助成期間：平成8年度～平成29年度</p>		なし	現行どおり、新町に引き継ぐ。			

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	若林成人

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	その他(その他)	責任者	若林成人
合併協定項目	24各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42その他	備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法		
1	<p>地方分権に関すること</p> <p>県から市町村へ権限移譲を希望する事務の把握及び要望を行い、地方分権に対応した行政サービスを住民に提供しよう努める。</p> <p>県から町へ権限移譲事務の要望の照会があり、各課への照会及びとりまとめを行い、県へ要望する。県の所管課による説明会を受け、町で諸手続きをとる。</p> <p>権限移譲事務一覧は、別紙のとおり。</p>	<p>地方分権に関すること</p> <p>県から市町村へ権限移譲を希望する事務の把握及び要望を行い、地方分権に対応した行政サービスを住民に提供しよう努める。</p> <p>県から町へ権限移譲事務の要望の照会があり、各課への照会及びとりまとめを行い、県へ要望する。県の所管課による説明会を受け、町で諸手続きをとる。</p> <p>権限移譲事務一覧は、別紙のとおり。</p>	<p>1. 溝口町が権限移譲を受けていて、岸本町が受けていない事務がある。</p> <p>地方自治法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに生じた土地の届出の受理 (第9条の5第1項) ・新たに生じた土地の告示 (第9条の5第2項) <p>【内容】新たに生じた土地の確認に関する届出の受理及び告示を行う。</p> <p>2. 合併に伴い、新たな権限移譲事務の検討。</p> <p>3. 新町として権限移譲の手続きが必要となる。</p>		<p>合併時に一元化で調整する。</p> <p>1. 溝口町の内容による。</p> <p>2. 合併後、新たな権限移譲事務について、必要性及び事務対応の可能性について検討する。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項		
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	情報公開	責任者	権代勝治
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		42その他(情報公開)	備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法		
1	資料室の管理 文書等、町政の資料となるものの保管 図書室 1室 参考図書 耐火書庫 1室 主に永久保存文書 車庫2階 3室 その他保存文書 場所等は、総務課で指定し、各課で整理・管理する	資料室の管理 文書等、町政の資料となるものの保管 書庫 3室 耐火書庫 1室 場所等は、総務課で指定し、各課で整理・管理する	1. 旧町の文書の保存場所の調整 2. 合併後の新町の各課の保存場所の調整が必要			合併後に一元化を図る 旧町の文書は、それぞれの旧町の保管場所を整理しそれぞれに保存する。時期を見て重要文書は、1ヶ所に整理する。		
2	文書管理、文書の收受・配布・発送・保存・廃棄 【文書の收受】 総務課が文書を收受し、担当課に配布する。 【担当課】 受付印、稟議判を押印の後、收受番号を付し、受文書件名簿に記載。その課の文書取扱主任（本庁にあっては課長、出先機関にあってはその長）の受領印を受ける。その後課内で回覧し、担当者へ配布する。 【発送】 起案文書で決裁済のものについて、条例、規則、訓令及び告示は法規番号簿に登録する。外部に発送する文書は文書発送簿に登録し発送する。 【保存】 処理の完結した文書は、「文書保存年限表」により分類し、また分類による保存年限により各課で保管・保存する。 【廃棄】 保存文書で保存期間の経過したものは、各課で廃棄の伺いをし、総務課の決裁を受け廃棄する。 平成16年度から電子文書管理システムを導入する。"	文書管理、文書の收受・配布・発送・保存・廃棄 【文書の收受】 総務課が文書を收受し、各課のキャビネットに入れ、各課が受け取りにくる。 【担当課】 受付印、稟議判を押印の後、文書管理者（担当課長）が回覧し、担当者に文書を配布し文書発受付簿に記入する。 【発送】 起案文書で決裁済のものについて、条例、規則、訓令及び告示は法規番号簿に登録する。外部に発送する文書は文書発受簿に登録し発送する。 【保存】 処理の完結した文書は、「文書保存年限表」により分類し、また分類による保存年限により各課で保管・保存する。 【廃棄】 保存文書で保存期間の経過したものは、各課で廃棄の伺いをし、総務課の決裁を受け廃棄する。	1. 文書の收受方法（各課へ配布方法）が多少異なる。 岸本町：総務課が各課に配布 溝口町：各課が総務課へ受け取りにくる 平成16年度 岸本町：電子文書管理システムへ移行			合併時に一元化を図る 1. 電子文書の取扱いは、岸本町の例による。 2. 各課への配布は、溝口町の例による。ただし、本庁舎から分庁舎への配布は総務課が行う。 3. 保存については、永久保存は総務課で管理する。それ以外の文書は、各課で管理する。 4. 合併後、各課で文書管理主任を決定し、総務課へ報告する。		

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項	
責任者	権代勝治

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	情報公開	責任者	権代勝治
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42その他(情報公開)		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
3	郵便 文書を送付する 町からの郵便は、後納郵便としている なお、文書によっては、メール便・宅急便を利用する 毎日午後4時までに出された郵便物を「岸本郵便局」へ届ける メール便・宅急便は「クロネコヤマト」と契約している	郵便 文書を送付する 町からの郵便は、後納郵便としている なお、文書によっては、メール便・宅急便を利用する 毎日午後4時までに出された郵便物を「溝口郵便局」が取りに来る メール便・宅急便は「クロネコヤマト・佐川急便」と契約している	1.新町で新たに料金後納郵便の契約が、合併後必要となる 2.メール便・宅急便の契約を新町で統一する必要がある			合併時に一元化を図る 1.合併後新町で新たに「岸本郵便局」「溝口郵便局」とそれぞれと料金後納郵便の契約を行い、各庁舎ごとに郵便物を差し出す。 2.メール便・宅急便の契約は、合併後3月末までは現行どおりとし、新年度新たに契約する。	
4	文書分類表 文書を法令の根拠若しくは業務処理の分野別に、又会計年度別に分類し、文書を整理することを目的とする 大分類 18項目 01:共通 02:議会 03:総務 04:人事 05:財政 06:出納 07:税務 08:環境 09:衛生 10:民生 11:農業 12:林業 13:商工業 14:建設 15:消防 16:教育 17:水道 18:下水道	文書分類表 文書を法令の根拠若しくは業務処理の分野別に、又会計年度別に分類し、文書を整理することを目的とする 大分類 16項目 A 総務 J 商工業 B 人事給与 K 建設 C 財務 L 上下水道 D 行政 M 教育 E 町民 N 防災行政 F 保健衛生 P 行政委員会 G 民生 Q 議会事務局 H 農林業 I 農業土木	文書分類項目が異なるため、統一する必要がある。			合併時に溝口町の例により一元化を図る。 (溝口町の例により、文書分類を実施する。その際に、溝口町の表で分類がつかないものについては、補完し、必要に応じて新町発足後、再度検討するものとする。)	
5	文書保存年限 文書の保存に関し、分類ごとに保存期間を決定する 保存期間の区分 永久 10年 5年 1年	文書保存年限 文書の保存に関し、分類ごとに保存期間を決定する 保存期間の区分 永久 10年 5年 3年 1年	文書保存年限の区分が異なるため、統一する必要がある。			合併時に溝口町の例により一元化を図る。 (溝口町の表で分類がつかないものについては、補完し、必要に応じて新町発足後、再度検討する)	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						専門部会長専決事項																									
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い																									
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	42その他(財産の取扱い)		備考																									
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法																									
1	<p>複写機等文書事務機器利用管理 文書事務を円滑に進めるために機器を利用・管理する</p> <table border="1"> <tr> <th>機種</th> <th>台数</th> <th>設置 場所</th> <th>機械維持料 金</th> </tr> <tr> <td>DocuCentre450CP</td> <td>1</td> <td>役場庁舎</td> <td rowspan="2">月額 39,900円</td> </tr> <tr> <td>DocuCentre450</td> <td>1</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>DocuCentre ColorDcc500CPDA</td> <td>1</td> <td>役場庁舎</td> <td>3ヶ月118,125円 (複写枚数1,500枚含)</td> </tr> </table> <p>賃貸借契約先 株式会社ケー・オー・エイ 1ヶ月の複写枚数 1枚~1,000枚 1枚につき 6.0円 1,001枚~15,000枚 1枚につき 5.2円 15,001枚以上 1枚につき 5.0円 3ヶ月の複写枚数(カラー) 1,501枚~2,400枚 75円 2,401枚以上 45円</p> <p>デジタル印刷機(プロットN850) 1 役場庁舎 月額23,152円 賃貸借契約先 とりぎんリース株式会社</p>	機種	台数	設置 場所	機械維持料 金	DocuCentre450CP	1	役場庁舎	月額 39,900円	DocuCentre450	1	"	DocuCentre ColorDcc500CPDA	1	役場庁舎	3ヶ月118,125円 (複写枚数1,500枚含)	<p>複写機等文書事務機器利用管理 文書事務を円滑に進めるために機器を利用・管理する</p> <table border="1"> <tr> <th>機種</th> <th>普通</th> <th>KM-4230</th> <th>4台</th> </tr> <tr> <td>カラー</td> <td>キャノンPIXELCP2150</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>印刷機</td> <td>SPEDIORX370</td> <td></td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>アプリケーションインダと上記の複写機、印刷機について賃貸借契約を締結している。</p> <p>(リース料) 普通 3台 1ヶ月 111,300円 普通 1台 1ヶ月 29,925円 カラー 1ヶ月 51,450円 印刷機 1ヶ月 26,985円 コピー使用料 1枚当たり 普通5円 カラー 1ヶ月 基本9,000円 1枚50円</p>	機種	普通	KM-4230	4台	カラー	キャノンPIXELCP2150		1台	印刷機	SPEDIORX370		1台	<p>1. 機器のリース先がそれぞれ違う。 2. このためリース料及び使用料の取扱いが違う。</p>	<p>合併後、一元化を図る</p> <p>リース契約期間が終了するまでは現行どおりとし、合併後、リース契約期間終了後、新たに新町でリース契約をおこなう。(その際、新町での組織により台数等の見直しも行う)</p>
機種	台数	設置 場所	機械維持料 金																												
DocuCentre450CP	1	役場庁舎	月額 39,900円																												
DocuCentre450	1	"																													
DocuCentre ColorDcc500CPDA	1	役場庁舎	3ヶ月118,125円 (複写枚数1,500枚含)																												
機種	普通	KM-4230	4台																												
カラー	キャノンPIXELCP2150		1台																												
印刷機	SPEDIORX370		1台																												